

## 平成 29 年度 水銀廃棄物に係る法改正に伴う事務手続きについて

石川県生活環境部廃棄物対策課  
平成 29 年 9 月

水銀廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に関連する施行令等が改正され、平成 29 年 10 月 1 日に全面施行されます。

このため、これ以降に提出する許可申請書について、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する事項を記載する必要があります。

なお、従前から「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」に該当する廃棄物を取り扱っている事業者は、平成 29 年 10 月 1 日以降も引き続き、「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」を含むことが明記されていない許可証であっても、「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」を取り扱うことができます。

### 1. 平成 29 年 10 月 1 日以降に許可申請書を提出する場合（新規、更新、変更）

新たな様式を用いて、許可申請書を作成・提出して下さい。

「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」を取り扱う場合には、廃棄物処理法による処理基準に適合する資料を添付する必要があります。

### 2. 有効期限前に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を「含む・除く」の旨を明記した許可証への書換えを希望する場合

平成 29 年 10 月 1 日以降に更新又は変更許可申請を行う前でも、事業の範囲（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無）を明らかにする申出書（別添参考様式参照）の提出により、許可証の書換えを行います。

なお、「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」を取り扱う場合には、廃棄物処理法による処理基準に適合する資料を添付する必要があります。さらに、積換え又は保管を行う場合にあっては、保管場所に関する変更届出書も併せて提出する必要があります。

#### 【問い合わせ先】

石川県生活環境部廃棄物対策課

審査グループ

電話：076-225-1472

FAX：076-225-1473

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成 年 月 日・第 号
業の区分	産業廃棄物収集運搬業
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	

従前の許可内容を記載して下さい。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて記載して下さい。

- 平成29年10月1日の施行の際、既に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている者は、施行後も取り扱うことができます。
- 事業範囲に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、廃棄物処理法による処理基準に適合する資料を添付する必要があります。また、積替え又は保管を行う場合にあっては、保管場所に関する変更届出書も併せて提出する必要があります。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理に係る申出書

平成 年 月 日

石川県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、平成29年10月1日以降の産業廃棄物処理業における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて、事業の範囲を明らかにするため、関係の書類を添えて、下記のとおり申し出ます。

また、この申出書に基づき、産業廃棄物処理業の許可証の書き換えが行われることに異議なく同意します。

許可年月日・許可番号	平成 年 月 日・第 号
業の区分	産業廃棄物処分業
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))	

従前の許可内容を記載して下さい。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについて記載して下さい。

- 平成29年10月1日の施行の際、既に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている者は、施行後も取り扱うことができます。
- 事業範囲に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、廃棄物処理法による処理基準に適合する資料を添付する必要があります。

以下、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合の添付書類 記載例（収集運搬業）

事業計画の概要

予定運搬先の名称、施設所在地の住所、処分方法について、処分先の産業廃棄物処理業許可証のとおり記載してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載）

下記排出事業者と産業廃棄物の収集運搬委託契約を締結し、排出事業者が指定する処分場（中間処理・最終処分）まで産業廃棄物を収集運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物

申請した産業廃棄物の種類ごとに記載ください。  
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、石綿含有産業廃棄物、**水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むもの**を分けて記載してください。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	(t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	<b>汚泥</b> (水銀含有ばいじん等を除き、無機汚泥に限る。)	100t/月	泥状	〇〇整備(株) 石川県小松市〇町 〇番地	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (脱水)
2	<b>廃油</b>	10t/月	液状	〇〇自動車(株) 石川県白山市〇町 〇番地	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (焼却)
3	<b>廃プラスチック類</b>	50t/月	固形	〇〇製作所(株) 石川県輪島市〇町 〇番〇	なし	〇〇サービス(株) 石川県七尾市〇町〇番〇 (破碎)
4	<b>金属くず</b>	10t/月	固形	〇〇製作所(株) 石川県金沢市広坂 1丁目1番1号	なし	〇〇開発(株) 石川県加賀市〇町〇丁目〇 (選別)
5	<b>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</b>	10t/月	固形	〇〇建設(株) 石川県金沢市鞍月1 丁目1番地 (石川県内の工事現場 から排出されたもの)	なし	〇〇リサイクル(株) 石川県金沢市〇町〇丁目 〇番地(破碎)
6	<b>がれき類</b>	10t/月	同上	同上	なし	同上
7	<b>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)</b>	0.1t/月	同上	同上	なし	〇〇産業(株) 石川県金沢市〇町〇丁目 〇番地(管理型埋立)
8	<b>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃蛍光灯に限る。)</b>	0.1t/月	同上	同上	なし	〇〇金属(株) 石川県小松市〇町〇丁目 〇番(破碎)
9	<b>金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。廃蛍光灯に限る。)</b>	0.1t/月	同上	同上	なし	同上
10	<b>汚泥</b> (水銀含有ばいじん等を含むものに限る)	0.1t/月	泥状	〇〇化学(株) 石川県小松市〇町 〇番地	なし	〇〇〇〇(株) 石川県輪島市〇町〇丁目 〇番地(混練)

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

「水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の予定運搬先」の**産業廃棄物処分業許可証の写し**を添付してください。

## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	清掃車	石川800あ0000	7,000kg	石川県庁株式会社	
2	キャブオーバ	石川100い0000	2,100kg	石川県庁株式会社	
3	タンク車	石川800う0000	3,000kg	石川県庁株式会社	
4	ダンプ	石川100せ0000	8,000kg	石川県庁株式会社	
5	ダンプ	石川100そ0000	8,500kg	石川県庁株式会社	
6	バン	石川100た0000	13,000kg	株式会社〇〇建設	
7	塵芥車	石川800か0000	2,000kg	石川県庁株式会社	
8					
9	車検証に記載の「車体の形状」、「自動車登録番号」、「最大積載量」 について記載してください。				
10					

事務所の所在地 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

駐車場の所在地 石川県金沢市鞍月1丁目1番  
※ 付近の見取図を添付すること。

## (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
シート・ロープ	飛散防止用		
鉄製コンテナ	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず、がれき類用	〇〇m <sup>3</sup>	
鉄製コンテナ(クッション材入り)	廃蛍光灯用	〇〇m <sup>3</sup>	
クローズドラム缶	汚泥(水銀含有ばいじん等を含むもの)、廃油用	〇〇m <sup>3</sup> 、〇〇m <sup>3</sup>	
フレコンバック	石綿含有産業廃棄物用	〇〇m <sup>3</sup>	

車検証に記載のある車体の形状と、車両ごとの運搬品目を記載ください。  
なお、車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車輛ではがれき類、鉋さい等は運搬できません。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を

(1) 車両ごとの用途

- ① 清掃車 . . . . . 汚泥（水銀含有ばいじん等を除くもの）、廃油
- ② キャブオーバ . . . . . 汚泥（水銀含有ばいじん等を含むもの）以外の許可品目すべて
- ③ タンク車 . . . . . 廃油
- ④ ダンプ . . . . . がれき類（土砂禁車両を除く。）  
汚泥（水銀含入ばいじん等を除くもの）
- ⑤ バン . . . . . 廃プラスチック類、金属くず、  
汚泥（水銀含入ばいじん等を含むもの）、  
ガラスくず・金属くず（廃蛍光灯：水銀使用製品産業廃棄物）
- ⑥ 塵芥車 . . . . . 廃プラスチック類  
（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(2) 収集運搬を行う時間

午前8時30分～午後6時  
休業日は日曜日、休日

「役員」欄には申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください。（監査役含む。）  
「使用人」欄には申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。

平成29年10月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	0人	1人	3人	2人	0人	12人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

※変更許可の場合、追加する産業廃棄物の種類について記入すること。

※廃棄物の性状(固形、泥状、液状、粉状)に応じて運搬に使用する車輛、容器等を整理すること。

- 産業廃棄物が飛散・流出しないよう、キャブオーバ、ダンプで直積みする場合は、シート掛けを行い、シートをロープで固定する。また、容器を使用して運搬する場合は、飛散流出防止のため車両にロープで固定し、基本的にシート掛けも行う。
- 収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないよう、アイドリングストップを励行する。
- 悪臭を発生する産業廃棄物を運搬する際は、容器に入れ、密閉して運搬を行う。
- 液状物・泥状物の運搬を行う際は、タンク車又は容器を使用して運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、石綿含有産業廃棄物が破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないようにフレコンバック等を使用し、区分して収集運搬する。
- 廃酸、廃アルカリを運搬する際は、他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して運搬を行う。
- 廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)の収集運搬を行う場合は、鉄製コンテナ(クッション材入り)を使用し、破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集運搬する。
- 汚泥(水銀含有ばいじん等を含むもの)は、密閉できるクローズドドラム缶に入れ、高温にさらされないように保冷し、収集運搬する。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

収集運搬を行う際の、飛散流出の防止のための措置などを記載してください。

シートやロープ、ドラム缶など、運搬に使用するものを様式第6号の2(第2面)に記載してください。

(3) その他

該当なし

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄製コンテナ(クッション材入り)	用途	廃蛍光灯運搬用
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称	クローズドラム缶	用途	汚泥(水銀含有ばいじん等であるもの)
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日